第55回
定時株主総会招集ご通知

日　　時	2024年6月27日（木曜日） 午前10時（受付開始　午前9時）
場　　所	東京都大田区羽田空港一丁目６番５号 第五綜合ビル　3階 空港施設株式会社　本店会議室 （末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

目　次

第55回定時株主総会招集ご通知 …… 1
- 株主総会参考書類 …… 7
- 事業報告 …… 35
- 連結計算書類 …… 57
- 計算書類 …… 59
- 監査報告 …… 61

空港施設株式会社
AIRPORT FACILITIES CO.,LTD.

証券コード　8864

証券コード　8864
(発送日)　2024年６月11日
(電子提供措置の開始日)　2024年６月５日

株　主　各　位

東京都大田区羽田空港一丁目６番５号
空　港　施　設　株　式　会　社
代表取締役社長執行役員　　田　村　滋　朗

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第55回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト　　**https://www.afc.jp**

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主・株式情報」「株主総会関連」を順に選択いただき、ご確認ください。)

　また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「空港施設」又は「コード」に当社証券コード「8864」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

　なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネット等により事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年６月26日（水曜日）午後５時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1．日　　時　2024年６月27日（木曜日）午前10時（受付開始　午前9時）

2．場　　所　東京都大田区羽田空港一丁目６番５号
第五綜合ビル　３階
空港施設株式会社　本店会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項　1．第55期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第55期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

会社提案　（第１号議案から第４号議案まで）
第１号議案　剰余金配当の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

株主提案　（第５号議案から第10号議案まで）
第５号議案　定款一部変更（日本航空株式会社又はANAホールディングス株式会社からの天下りの禁止）の件
第６号議案　定款一部変更（政策保有株式の売却）の件
第７号議案　定款一部変更（政策保有株式の目的の検証と結果の開示）の件
第８号議案　定款一部変更（取締役報酬の個別開示）の件
第９号議案　剰余金の処分の件
第10号議案　自己株式の取得の件

４．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

①書面（郵送）により、議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合には、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

②インターネット等により、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

③書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以　上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎電子提供措置事項について前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

①　事業報告の「業務の適正を確保するための体制」

②　連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

③　計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

日 時 **2024年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）**

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 **2024年6月26日（水曜日）午後5時到着分まで**

インターネットで議決権を行使される場合

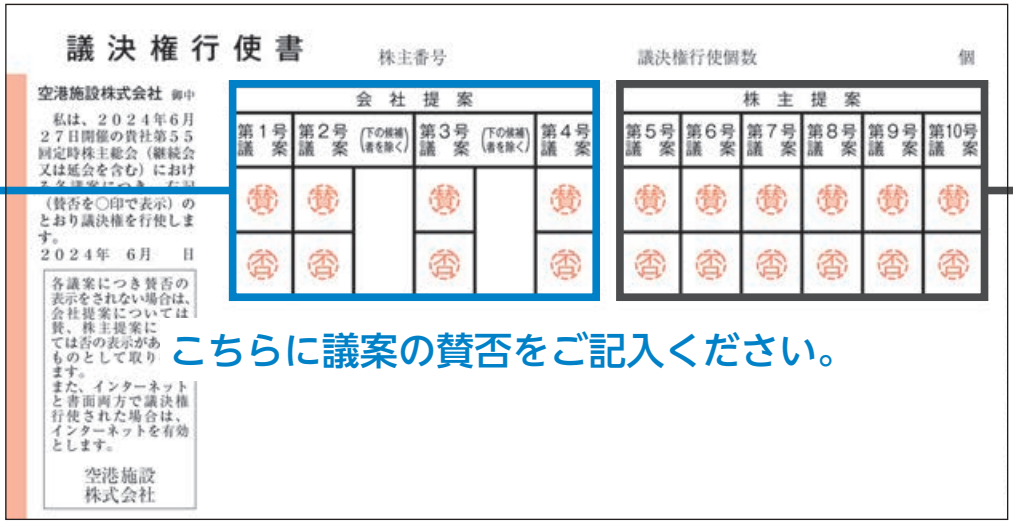


パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト（https://www.web54.net）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 **2024年6月26日（水曜日）午後5時入力完了分まで**

① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



＜会社提案＞ **第1号議案** **第4号議案**

- 賛成の場合 » 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 » 「否」の欄に○印

＜会社提案＞ **第2号議案** **第3号議案**

- 全員賛成の場合 » 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 » 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 » 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

＜株主提案＞ **第5号議案 － 第10号議案**

- 賛成の場合 » 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 » 「否」の欄に○印

株主提案につきましては、当社取締役会は反対しております。
株主提案に反対する場合は以下のとおり「否」に○印でご表示ください。



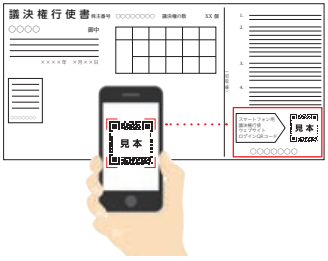
各議案の原案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

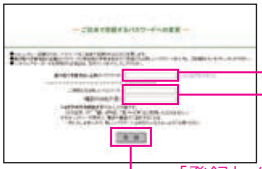
1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00～21：00）

議決権電子行使プラットフォームのご利用について
機関投資家の皆さまに関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

〈会社提案　(第１号議案から第４号議案まで)〉

第１号議案　剰余金配当の件

当社は、安定した経営基盤の維持等を考慮しつつ、株主の皆様への安定的な利益還元に努めていくことを基本方針としております。

第55期の期末配当につきましては、上記方針及び当期の業績等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．配当財産の種類
　金銭といたします。

２．配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき金 10円といたしたいと存じます。
　なお、この場合の配当総額は 501,876,670円となります。

３．剰余金の配当が効力を生じる日
　2024年6月28日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役８名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきまして、取締役会は、社外取締役が委員長を務める指名委員会に諮問し、その答申を踏まえて提案しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	
1	田村（たむら）　滋朗（しげお）	再任
2	三宅（みやけ）　英夫（ひでお）	再任
3	西尾（にしお）　忠男（ただお）	再任
4	笹岡（ささおか）　修（おさむ）	再任

候補者番号	氏名	
5	渡辺（わたなべ）　智（さとる）	新任
6	杉山（すぎやま）　武彦（たけひこ）	再任　社外　独立
7	青山（あおやま）　佳世（かよ）	再任　社外　独立
8	三木（みき）　泰雄（やすお）	新任　社外　独立



候補者番号 1

田村（たむら）　滋朗（しげお）　(1960年3月30日生)　再任

[略歴及び地位]

2017年６月　当社取締役上席執行役員施設管理センター所長
2020年６月　当社常務取締役
2022年６月　当社取締役常務執行役員
2023年６月　当社代表取締役社長執行役員 (現任)

[担当]

取締役会議長
コンプライアンス委員会委員長、リスクマネジメント委員会委員長
サステナビリティ推進会議議長

[重要な兼職の状況]

東京空港冷暖房㈱代表取締役社長

所有する当社の株式数　15,478株

在任年数　7年

取締役会出席状況　14 /14回

取締役候補者とした理由

田村滋朗氏は、主に技術関係の業務を担当するなど、業務執行に関する豊富な経験を有しております。また、人格、見識ともに優れていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。



候補者番号 2

三宅（みやけ） 英夫（ひでお） (1960年11月23日生)

再任

[略歴及び地位]

2020年４月　全日本空輸㈱取締役常務執行役員
2022年４月　ANAホールディングス㈱上席執行役員
2023年４月　同社参与
2023年６月　当社代表取締役副社長執行役員(現任)

[担当]
災害対策委員会委員長
安全推進委員会委員長
社長特命事項

所有する当社の株式数
1,512株

在任年数
1年

取締役会出席状況
9/9回

取締役候補者とした理由

三宅英夫氏は、航空会社に長年勤務し、その豊富な経験と知見を有しております。また、人格、見識ともに優れていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。



候補者番号 3

西尾（にしお） 忠男（ただお） (1961年10月2日生)

再任

[略歴及び地位]

2021年４月　日本航空㈱常務執行役員旅客営業本部長
2021年４月　㈱ジャルセールス代表取締役社長
2022年４月　㈱ジャルパック代表取締役会長
2023年６月　当社代表取締役副社長執行役員(現任)

[担当]
環境対策委員会委員長
改善推進委員会委員長
社長特命事項

所有する当社の株式数
301株

在任年数
1年

取締役会出席状況
9/9回

取締役候補者とした理由

西尾忠男氏は、航空会社に長年勤務し、その豊富な経験と知見を有しております。また、人格、見識ともに優れていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。



候補者番号 4

笹岡（ささおか） 修（おさむ） (1973年12月15日生)

再任

[略歴及び地位]

2019年10月　当社営業部営業一課次長(兼)事業企画部空港企画課次長
2021年７月　当社経営企画部長
2022年６月　当社企画・ファイナンス本部経営企画部長
2023年６月　当社取締役執行役員(現任)

[担当]
経営企画部担当
不動産事業部、海外事業部担当
AFCアセットマネジメント㈱担当
不動産事業部長(兼)海外事業部長

所有する当社の株式数
4,276株

在任年数
1年

取締役会出席状況
9/9回

取締役候補者とした理由

笹岡　修氏は、営業、経営企画関係等の業務を担当するなど、業務執行に関する豊富な経験を有しております。また、人格、見識ともに優れていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。



候補者番号 5

渡辺（わたなべ） 智（さとる） (1966年7月5日生)

新任

[略歴及び地位]

2019年10月　当社施設部長
2022年６月　当社執行役員施設本部施設企画部長
2023年６月　当社上席執行役員技術本部長
2024年４月　当社上席執行役員(現任)

所有する当社の株式数
2,597株

在任年数
-年

取締役会出席状況
-/-回

取締役候補者とした理由

渡辺　智氏は、技術関係等の業務を担当するなど、業務執行に関する豊富な経験を有しております。また、人格、見識ともに優れていることから、取締役としての選任をお願いするものです。



候補者番号

6

杉山（すぎやま） 武彦（たけひこ） （1944年11月26日生）

再任　社外　独立

［略歴及び地位］

2004年12月　一橋大学学長
2011年 4 月　(財)運輸政策研究機構副会長運輸政策研究所長
2015年 6 月　当社社外取締役 (現任)
2017年 6 月　東京地下鉄㈱社外取締役 (現任)

［重要な兼職の状況］

東京地下鉄㈱社外取締役

所有する当社の株式数

0株

在任年数

9年

取締役会出席状況

14 /14回

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

杉山武彦氏は、大学教授として教鞭をとられるとともに、国立大学の学長として大学経営を担われた方であり、また、運輸交通分野での豊富な知識、経験を有しており、社外から独立した立場にて当社の的確な業務執行に貢献していただくことにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与していただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

社外取締役として選任された場合には、上記の経験等を活かし当社の持続的成長と企業価値向上に助言をいただくとともに、取締役会の重要な意思決定を通じて経営及び関係者間の利益相反の監督、多様なステークホルダーの意見の反映等の役割が期待されます。



候補者番号
7

青山　佳世（あおやま　かよ）（1959年9月1日生）

(戸籍上の氏名:相原佳世)

再任　社外　独立

［略歴及び地位］

1985年 4 月	フリーアナウンサーとして活動 (現在に至る)
2001年 2 月	国土交通省交通政策審議会委員
2014年 7 月	自動車検査独立行政法人理事 (非常勤)
2015年 6 月	当社社外取締役 (現任)
2016年 6 月	国家公務員倫理審査会委員 (現任)

［重要な兼職の状況］

フリーアナウンサー

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

青山佳世氏は、フリーアナウンサーとして活動しており、また、運輸交通分野を始め政府の各種委員を歴任されていることから、豊富な知識、経験を有しており、社外から独立した立場にて当社の的確な業務執行に貢献いただくことにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与いただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

社外取締役として選任された場合には、上記の経験等を活かし当社の持続的成長と企業価値向上に助言をいただくとともに、取締役会の重要な意思決定を通じて経営及び関係者間の利益相反の監督、多様なステークホルダーの意見の反映等の役割が期待されます。

所有する当社の株式数
0株

在任年数
9年

取締役会出席状況
14 /14回



候補者番号 8

三木　泰雄（みき　やすお）（1955年3月1日生）

新任　社外　独立

［略歴及び地位］

1977年４月	日本電気㈱入社
2004年４月	同社プロセス・CPGソリューション事業部長
2005年10月	ヴイエムウェア㈱代表取締役社長
2015年３月	同社代表取締役会長
2018年10月	(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会チーフ・テクノロジー・イノベーション・オフィサー
2022年６月	SCSK㈱社外取締役(監査等委員) (現任)

［重要な兼職の状況］

SCSK㈱社外取締役(監査等委員)

所有する当社の株式数

0株

在任年数

-年

取締役会出席状況

- /-回

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

三木泰雄氏は、情報通信業界における経営者としての豊富な経験と高い知見を有しており、社外から独立した立場にて当社の的確な業務執行に貢献いただくことにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものです。

社外取締役として選任された場合には、上記の経験等を活かし当社の持続的成長と企業価値向上に助言をいただくとともに、取締役会の重要な意思決定を通じて経営及び関係者間の利益相反の監督、多様なステークホルダーの意見の反映等の役割が期待されます。

（注）1. 田村滋朗氏は東京空港冷暖房㈱の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社との間に上下水道料及び冷温熱料等の取引関係があります。その他の各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 杉山武彦、青山佳世及び三木泰雄の３氏は、社外取締役候補者であります。

3. 当社は、杉山武彦及び青山佳世の両氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を５百万円または会社法第425条第１項に定める額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しております。本総会において、両氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、三木泰雄氏の選任が承認された場合も、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

5. 当社は、杉山武彦及び青山佳世の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、三木泰雄氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、独立役員として届け出る予定であります。

(参考)当社の取締役が備えるべき専門性を取締役候補者に当てはめて一覧化したスキル・マトリックスは以下のとおりです。

	経営・組織管理	法務・コンプライアンス・リスク管理	財務・ファイナンス・会計	サステナビリティ・ESG	グローバル・イノベーション・IT/DX	企画・営業・マーケティング	空港内インフラ	技術・安全・監理
田村　滋朗	○	○					○	○
三宅　英夫	○				○	○		
西尾　忠男	○			○		○		
笹岡　　修			○		○	○	○	
渡辺　　智			○				○	○
杉山　武彦	○	○		○				
青山　佳世	○	○		○				
三木　泰雄	○				○			

備考：各人の有するスキルのうち、当社事業との関係性が高い主なものを記載しております。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役　濱　隆裕及び上野佐和子の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役２名の選任をお願いするものであります。

本議案につきまして、取締役会は、社外取締役が委員長を務める指名委員会に諮問し、その答申を踏まえて提案しております。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



候補者番号

1

濱（はま）　隆裕（たかひろ）　（1966年1月28日生）

再任

［略歴及び地位］

2016年６月　当社経理部長
2018年６月　当社執行役員経理部長
2022年６月　当社執行役員企画・ファイナンス本部経理部長
2023年６月　当社常勤監査役(現任)

所有する当社の株式数
21,243株

在任年数
1年

取締役会出席状況
9/9回

監査役会出席状況
9/9回

監査役候補者とした理由

濱　隆裕氏は、当社の経理部長として経理関係等の業務を担当するなど豊富な経験と高い知見を有しております。また、人格、見識ともに優れていることから、引き続き監査役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号 2

上野 佐和子（うえの さわこ） (1964年8月12日生)

再任 社外 独立

所有する当社の株式数
0株

在任年数
1年

取締役会出席状況
9/9回

監査役会出席状況
8/9回

[略歴及び地位]

2019年９月	有限責任監査法人トーマツディレクター
2021年１月	金融庁証券取引等監視委員会事務局証券取引特別調査官
2023年４月	上野佐和子公認会計士事務所所長(現任)
2023年６月	当社社外監査役(現任)
2023年６月	森永製菓㈱社外監査役(現任)
2024年３月	スミダコーポレーション㈱社外取締役(現任)

[重要な兼職の状況]

公認会計士
森永製菓㈱社外監査役
スミダコーポレーション㈱社外取締役

社外監査役候補者とした理由

上野佐和子氏は、公認会計士としての専門的な見識に基づき客観的な立場から監査を行うことができ、高度な会計面のアドバイスを監査役会及び取締役会にていただくことを期待して、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

（注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上野佐和子氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、濱　隆裕及び上野佐和子氏の両氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を５百万円または会社法第425条第１項に定める額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しております。本総会において、両氏が原案どおり選任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、上野佐和子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏が原案どおり選任された場合、引き続き独立役員とする予定です。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、この補欠監査役の選任が効力を有する期間は、次期定時株主総会の開始の時までであります が、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

本議案につきまして、取締役会は、社外取締役が委員長を務める指名委員会に諮問し、その答申を踏まえて提案しております。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、以下のとおりであります。

松澤（まつざわ）　進（すすむ）　(1965年5月1日生)

新任　社外　独立

所有する当社の株式数　0株

［略歴及び地位］

1995年７月	公認会計士松澤進事務所設立・所長(現任)
2005年５月	㈲e-report設立・代表取締役(現任)
2010年９月	税理士法人ファースト会計事務所代表社員
2013年10月	ブローディア・プライベート投資法人監督役員(現任)

補欠社外監査役候補者とした理由

松澤　進氏は、公認会計士及び税理士としての専門的な見識に基づき客観的な立場から監査を行うことができ、高度な会計面のアドバイスを監査役会及び取締役会にていただくことを期待して、補欠社外監査役としての選任をお願いするものであります。

（注）1. 松澤　進氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松澤　進氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 松澤　進氏が監査役に就任する場合、会社法第427条第１項の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を５百万円または会社法第425条第１項に定める額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。松澤　進氏が監査役に就任する場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、松澤　進氏が社外監査役に就任する場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

〈株主提案　(第５号議案から第10号議案まで)〉

第５号議案から第１０号議案までは、株主様１名（以下「本提案株主」といいます。）からのご提案によるものであります。

議案の件名、議案の要領および提案の理由は、本提案株主から提出された株主提案書の該当記載を原文のまま記載しております。

第５号議案（株主提案）　定款一部変更（日本航空株式会社及びANAホールディングス株式会社からの天下りの禁止）の件

(1)　議案の要領

当社の定款に以下の条文を新設する。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
(新設)	（日本航空株式会社又はANAホールディングス株式会社からの天下りの禁止） 第21条の2　当会社は、日本航空株式会社若しくはその子会社若しくは関連会社（以下「日本航空等」という。）又はANAホールディングス株式会社若しくはその子会社若しくは関連会社（以下「ANAホールディングス等」という。）において役員としての勤務経験のある者については、日本航空等又はANAホールディングス等を退社してから10年を経過するまでの間は会社提案の取締役候補者としてはならない。

(2)　提案の理由

当社の少数株主は辛酸をなめ続けてきた。当社の株価純資産倍率（PBR）は2013年以来、解散価値である1倍を下回り、2024年4月19日時点で約0.5倍に過ぎない。背景にあるのは、コーポレート・ガバナンスの欠如と後述する資本効率の低さである。

当社においては、国土交通省から経営トップ、自己株式を除く発行済み株式の約21％ずつを保有する筆頭株主2社の日本航空及びANAから1名ずつ、合計で2人の副社長を受け入れる慣行が続いていた。国土交通省の元事務次官が当社の役員選任に介入している旨の報道や2023年4月の独立検証

委員会設置と同検証結果報告書の公表などを受けて、国土交通省からの「天下り」は終焉したが、現在も代表取締役副社長執行役員の西尾忠男氏と同三宅英夫氏は日本航空とANAの元幹部であり、両大株主からの「天下り」は温存されている。合計で約42％を保有する日本航空とANAは当社を「両親」として実効支配し、当社とは事実上の「親子」関係にある。

実際のところ、2023年6月開催の第54回定時株主総会においては、同開催日前日午後のほぼ同じ時間帯に日本航空とANAが議決権を行使した形跡があるが、旧態依然とした人事慣行をただそうとした当時の代表取締役社長執行役員を再任する取締役選任議案に両社が反対票を投じたことがマスコミ報道などから明らかになっている。これは、日本航空とANAが、天下り先の「受け皿」としての当社を実効支配している証左である。

東京（羽田）・大阪両国際空港の土地、建物及び営業を譲り受けた1970年の設立当初は、空港整備が国家プロジェクトであったことが、国土交通省や2社からの人材受け入れの背景にあった。しかし、羽田空港跡地開発に航空業界とは縁の薄い民間事業者が選定されるなど、当社には空港の枠にとらわれない独自の不動産運用ノウハウが求められるようになったうえに、当社はプライム市場上場企業として、高いレベルのコーポレート・ガバナンスが求められている。

そもそも、日本航空とANAは当社の主要な取引先である。両社は、冷暖房費など、当社がここ数年来求めてきた条件改定に消極的だったとされているが、「天下り」によって当社の経営幹部となった者には両社との条件改定の交渉を当社の株主価値最大化を目的として真摯に行うことは期待できないのであるから、両社と当社の間には利益相反が内在している。にもかかわらず、両社からの「天下り」という当社の少数株主の利益を無視した人事慣行が温存されており、当社よりも古巣の利益を優先する経営幹部が存在し続けた結果が解散価値を示すPBRの長期にわたる1倍割れである。

東京証券取引所が策定したコーポレートガバナンス・コードは、取締役会等の責務に関する基本原則4の考え方において、「支配株主は、会社及び株主共同の利益を尊重し、少数株主を不公正に取り扱ってはならないのであって、支配株主を有する上場会社には、少数株主の利益を保護するためのガバナンス体制の整備が求められる。」と述べている。

スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議「コーポレートガバナンス・コードと投資家と企業の対話ガイドラインの改訂について（フォローアップ会議提言）（2021年4月6日公表）」5頁においては、グループガバナンスの在り方について、「支配株主は、会社及び株主共同の利益を尊重し、少数株主を不公正に取り扱ってはならないのであって、支配株主を有する上場会社においては、より高い水準の独立性を備えた取締役会構成の実現や、支配株主と少数株主との利益相反が生じ得る取引・行為（例えば、親会社と子会社との間で直接取引を行う場合、親会社と子会社の間で事業譲渡・事業調整を行う場合、親会社が完全子会社化を行う場合等）のうち、重要なものについての独立した特別委員会における審議・検討を通じて、少数株主保護を図

ることが求められる。特に、支配株主を有する上場会社においては、独立社外取締役の比率及びその指名の仕組みについて、取締役会として支配株主からの独立性と株主共同の利益の保護を確保するための手立てを講ずることが肝要である。なお、支配株主のみならず、それに準ずる支配力を持つ主要株主（支配的株主）を有する上場会社においても、本改訂案を基にした対応が取られることが望まれる。」と強調する。

このように、親会社や支配株主が存在する上場会社においては、同上場会社の少数株主の利益が害される危険性があることを踏まえ、少数株主の利益を保護するためのガバナンス体制の整備が強く求められている。

親会社や支配株主が存在する上場会社経営陣の指名に関して、経済産業省「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」（以下「グループガイドライン」という。）134~135頁は、「上場子会社の経営陣については、支配株主である親会社が実質的には選任権限を有しており、その指名プロセスにも大きな影響を与えている」、「上場子会社の経営陣の指名については、支配株主と一般株主との間に利益相反リスクが存在することを踏まえ、一般株主利益にも配慮し、上場子会社として企業価値向上に貢献できる人物を選定することが課題となる。」と指摘している。このような問題意識を踏まえ、グループガイドラインは、「上場子会社に求められる対応」として、「上場子会社の経営陣については、上場子会社の企業価値向上に貢献するかという観点から、上場子会社が独立した立場で、その後継者計画を策定し、候補者の指名を行うべきである。その際、親会社と連携することは合理的であるが、親会社から提案された候補者についても、その適格性について客観的に判断すべきである。」と指摘している（同135頁）。

実際のところ、当社が2024年1月に発表した「上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況について」によると、当社の流通株式時価総額は2023年12月末時点で110億円と当社が上場するプライム市場の上場維持基準100億円を若干上回るのにとどまる。当社の流通株式比率においては、同上場維持基準である35%とほぼ等しい36%に過ぎない。同社の上場維持を確実なものとするために、筆頭株主2社の保有株式引き下げを求めることが有効な対策となる。しかし、「天下り」によって当社の経営幹部となった者には両社との交渉を当社の株主価値最大化を目的として真摯に行うことは期待できない。

また、大株主OBが優先して最高幹部となるという慣行は、当社のプロパー従業員にとって、役員昇進が「狭き門」となっていることを意味し、当社従業員のモチベーションの阻害要因となっている可能性も高い。

【当社取締役会の意見】

反対	当社取締役会は、本議案に以下の理由で**反対**いたします。

当社の取締役候補者の指名プロセスは、取締役会より、当社が定める取締役選任基準を満たし、且つ取締役に求められる役割を果たせる者の選任について、指名委員会に諮問し、指名委員会での審議及び答申を踏まえて、取締役会にて決定しております。また、指名委員会は、高い独立性を確保するため、独立社外取締役が委員長を務め、独立社外取締役及び独立社外監査役で過半数を構成しております（2024年5月現在で委員6名中5名が独立社外役員）。

昨年、当社は過去の取締役選任において、国土交通省出身の取締役によるガバナンス上の問題となる言動が確認され設置した、外部の有識者で構成される独立検証委員会の提言を踏まえ、役員指名ガバナンスのあり方について議論を重ねた結果、ステークホルダー出身の取締役が出身母体の利益ではなく、当社の株主共同の利益を考えて行動することをより厳格化するために、昨年12月に役員指名方針を改訂し、コーポレート・ガバナンス報告書において開示いたしました。

このようなことから、現在、当社の取締役選任は、独立した立場で適正且つ透明性の高い強固なガバナンス体制のもと、株主共同の利益の確保と共に企業価値向上に資する取締役候補者が、透明性が高く適切なプロセスを経て選任されていると認識しております。

なお、日本航空株式会社とANAホールディングス株式会社は、資本関係のない独立した会社であり、共に当社の支配株主ではなく、親子上場の関係にもありませんが、少数株主保護の観点から東京証券取引所の指針等を参考に、懸念される構造的な利益相反リスクへの対策を十分に講じたうえで、透明性が高く適切な選任プロセスのもと、航空業界において広く的確な知見や経験を有する経営人材を確保することは、空港を主たる事業領域とする当社の株主共同の利益に資するものであると考えており、現に、昨年の定時株主総会における両社出身の西尾忠男氏、三宅英夫氏の取締役選任議案については、共に97%を超える高い賛成率によって可決されております。

また、本株主提案の趣旨である、定款に個別具体的な内容を規定した趣旨の条文を定めることは、会社の根本規則である定款のあり方からして、一般的とは言い難く適切でないと考えます。

以上の理由により、当社取締役会は本議案に反対いたします。

第６号議案（株主提案）　定款一部変更（政策保有株式の売却）の件

(1)　議案の要領

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した章及び条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
(新設)	第８章　政策保有株式 （政策保有株式の売却） 第46条　当会社は、2025年6月30日までに、政策保有株式の全てを処分するものとする。

(2)　提案の理由

安定株主工作及び恣意的な益出しの手段として機能する政策保有株式は、経営者の規律付けの弊害となるコーポレート・ガバナンス上の問題である。資本効率の悪化を招くという面においても、当社の第54期(2022年4月1日～2023年3月31日）有価証券報告書によれば、2023年3月末時点で約26億円もの政策保有株式を保有しており、これは当社株の直近時価総額の約10%に達している。「持続的成長への競争力とインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構築～」プロジェクト（伊藤レポート）が提言・推奨するように、上場企業には、「目指すべきROE水準と資本コストへの認識を高める」（同13頁）ことが求められているが、当社の政策保有株式は事業リスク以上の資本コストと本業で稼ぐ力を十分に反映しない株主資本利益率(ROE)をもたらすため、政策保有株式の抜本的削減は当社のPBR改善に資する。

東京証券取引所が2023年1月30日に公表した「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議の論点整理」は、「我が国においては、経営者が資本コストや株価を意識していないケースが多く、経営者の意識改革やリテラシー向上、企業経営における自律性の向上が必要」とするが、当社の過去10年平均のROEは約3%に過ぎない。低迷するPBRを鑑みるに、株主が期待する資本コストがROEを上回っているのは自明である。

さらには、当社が2024年1月に発表した「上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況について」によると、当社の流通株式時価総額は2023年12月末時点で110億円と当社が上場するプライム市場の上場維持基準100億円を若干上回るだけである。当社の流通株式比率においては、同上場

維持基準である35％とほぼ等しい36％に過ぎず、当社と相互に持ち合う政策保有株主が保有する当社株式を流動化するためには、当社による政策保有株式の売却は喫緊の経営課題である。

実際のところ、当社と政策保有株式を相互持合いする取引先企業が、冷暖房費など、当社がここ数年来求めてきた条件改定に抵抗し、先延ばしを図ったとされる。これは、当社の株主価値最大化を希求する少数株主と自社の利益を優先する取引先企業との間で利益相反が生じている可能性が高い。

大手の損害保険会社による企業向け保険の価格調整問題で明らかになったように、政策保有株式の持ち合いを通じた企業とのもたれ合いは、不正行為の温床となる可能性がある。2023年4月の独立検証委員会設置と同検証結果報告書でガバナンス上の問題を露呈した当社としては、大手の損害保険会社による企業向け保険の価格調整問題を「他山の石」とするべきである。

そこで、当社の政策保有株式の縮減を速やかに実施させるべく、一定の期限までに政策保有株式の全てを処分することを当社に義務付ける旨の定款規定を設けることを提案する。当社の政策保有株式の流動性を鑑みるに、本定時株主総会終結から1年間という売却期間は十分に余裕のある期間である。

【当社取締役会の意見】

反対	当社取締役会は、本議案に以下の理由で**反対**いたします。

当社は、投資以外の目的で政策保有株式として保有する上場株式については、個別に、業務提携、取引の維持、取引強化等、事業活動上の必要性を勘案し、保有する株式数を含め定量的且つ定性的な観点から合理性があると判断した場合に限り、保有することを方針としております。

また、当社では、東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス・コードの要請に従い、政策保有株式の保有状況について、年に1回以上取締役会で報告し、その中で個別銘柄毎に保有意義等についての審議や検証を行っており、その結果の保有状況については、コーポレート・ガバナンス報告書及び有価証券報告書において適切に開示をしております。

上記の方針に基づき、保有意義が消失したと認められる銘柄については、縮減のため、売却を鋭意進めており、当社では、過去3年間において、7銘柄の株式（総額522百万円）の売却を実施いたしました。

今後も保有意義が消失したと認められる銘柄については、適宜適切なタイミングで積極的に売却していく所存であります。

なお、当社取締役会としては、当社が現在保有する政策保有株式は、中長期経営計画の達成、ひいては企業価値向上に貢献するものと判断しており、1年間という期限を定めて全て売却するという趣旨の本株主提案は、中長期的な企業価値向上という観点や、当社の株主共同の中長期的な利益の確保の観点からも適切な提案ではないと考えております。

また、本株主提案は、「定款に2025年6月30日までに政策保有株式の全てを処分するという条文を新設する」という内容の提案でありますが、定款に本株主提案のように期限を設定して資産を処分するという個別具体的な内容の条文を定めることは、会社の根本規則である定款のあり方からして、およそ一般的な条文の内容とは言い難く適切ではないと考えます。

以上の理由により、当社取締役会は本議案に反対いたします。

第７号議案（株主提案）　定款一部変更（政策保有株式の目的の検証と結果の開示）の件

(1)　議案の要領

当社の定款に以下の条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した章及び条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
(新設)	（政策保有株式の目的の検証と結果の開示） 第47条　当会社は、取締役会で、当会社が保有する個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証する。 ②　当会社は、取引の安定的かつ長期的な維持・強化という政策保有株式の保有目的が政策保有株式の保有によって実際に果たされているかを検証するため、少なくとも年1回以上、保有する政策保有株式の発行会社に対して、当会社が政策保有株式を売却すると、政策保有株式の保有目的が果たされなくなるか否か及びその理由の聴取を行う。 ③　当会社は、第1項に基づく取締役会での検証結果及び第2項に基づく発行会社への聴取に対する回答の内容を、発行会社ごとに、当会社が東京証券取引所に提出するコーポレート・ガバナンス報告書で開示する。

(2)　提案の理由

資本効率の悪化を招くだけでなく、安定株主工作及び恣意的な益出しの手段として機能する政策保有株式は、経営者の規律付けの弊害となるコーポレート・ガバナンス上の問題である。前述のように、当社と政策保有株式を相互持合いする取引先企業が、冷暖房費など、当社がここ数年来求めてき

た条件改定に抵抗し、先延ばしを図ったとされる。当社の株主価値最大化を希求する少数株主と自社の利益を優先する取引先企業との間で利益相反が生じている可能性が高い。

第54期有価証券報告書では、政策保有株式に該当する「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」について「投資目的以外の目的で株式を保有する場合、業務提携、取引の維持、取引強化等、事業活動上の必要性を勘案し、保有する株式数を含め合理性があると判断した場合に限り保有する」とする。だが、実際のところは、政策保有株式の保有を通じた事業展開を取引先企業に期待するというのが当社にとっての「保有の合理性」であると推測されるところであり、このような手法は、取引先企業からすると自社にとっても最も良い条件を提示する顧客ではなく、株主である当社との取引を優先するということであるから、取引先企業の他の株主と当社の利益相反につながるうえ、大手の損害保険会社による企業向け保険の価格調整問題で明らかになった不正行為のリスクもはらんでいると言わざるをえない。

そもそも、当社が2024年1月に発表した「上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況について」によると、当社の流通株式時価総額は2023年12月末時点で110億円と当社が上場するプライム市場の上場維持基準100億円を若干上回るだけであり、当社の流通株式比率においては、同上場維持基準である35%とほぼ等しい36%に過ぎない。流通株式時価総額と流通株式比率を引き上げるために、政策保有株式の見直しは喫緊の経営課題である。

【当社取締役会の意見】

反対	当社取締役会は、本議案に以下の理由で**反対**いたします。

当社は、政策保有株式の保有状況について、東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス・コードの要請に従い、コーポレート・ガバナンス報告書及び有価証券報告書において、適宜適切に開示を行っております。

当社における個別の政策保有株式に関しての保有する意義等の検証については、前述の「第６号議案　定款一部変更（政策保有株式の売却）の件」の当社取締役会意見のとおり、取締役会にて既に実施しているところでございます。

なお、東京証券取引所が定める上場維持基準の一つである「流通株式比率」については、一部の関係取引先と政策保有株式の縮減を進め、流通株式数が増加した結果、2024年1月25日付「上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況について」において開示した36%（2023年12月末時点）から、最新の当社試算においては、約38.5%（2024年3月末時点）に増加いたしました。

また、取締役会での検証にあたり、必要であれば、保有する政策保有株式の発行会社に対して、保有目的等の確認を行うこともあり得るものと考えますが、適切に開示している内容に加え、個別に発行会社に行った聴取に対する回答という個別具体的な内容をコーポレート・ガバナンス報告書に記載することは、一般的とは言い難く、その必要性を見いだすことはできないと考えております。

加えて、本株主提案は、定款に政策保有株式の目的を検証することや、その結果についてコーポレート・ガバナンス報告書にて開示をするという個別具体的な内容の条文を定めるという趣旨でありますが、会社の根本規則である定款のあり方からして、この点においても、およそ一般的な条文の内容とは言い難く適切ではないと考えます。

以上の理由により、当社取締役会は本議案に反対いたします。

第８号議案（株主提案）　定款一部変更（取締役報酬の個別開示）の件

(1)　議案の要領

当社の定款に以下の条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（新設）	（報酬等） 第28条　（省略） 2.　取締役の報酬については、毎年、事業報告及び有価証券報告書において、個別に報酬額、内容及び決定方法を開示する。

(2)　提案の理由

大株主からの「天下り」が続いているという点で、当社にはコーポレート・ガバナンス上の問題が生じている。2023年6月開催の第54回定時株主総会においては、同総会開催日前日午後のほぼ同じ時間帯に日本航空とANAが議決権を行使した形跡があり、旧態依然とした人事慣行をただそうとした当時の代表取締役社長執行役員を再任する取締役選任議案に両社が反対票を投じたことがマスコミ報道などから明らかになっている。両社は、冷暖房費など、当社がここ数年来求めてきた条件改定に消極的だったとされ、当社の株主価値最大化をどこまで希求しているかが不透明である。また、当社と政策保有株式を相互持合いする取引先企業が、冷暖房費など、当社がここ数年来求めてきた条件改定に抵抗し、先延ばしを図ったとされる。

そもそも、当社の株価はPBRの1倍割れが恒常化しているが、2023年3月末時点で約48億円ある上場株式、同時点で約698億円の時価があり約230億円の含み益のある賃貸等不動産など、約300億円ある時価総額に対して過大なる資産を活用し切れていないという資本効率の悪さも経営課題である。

対して、取締役の個別の報酬は、取締役会が当社の直面する課題をどのように評価し、それを個別の取締役の報酬にどのように反映しているかを示しており、コーポレート・ガバナンスと資本効率の問題の原因を明らかにする役割を果たす。

長期にわたるPBRの1倍割れや株主価値最大化を希求する少数株主と自社の利益を優先する大株主・取引先企業との利益相反構造を放置する当社の取締役会においては、当社が抱えるコーポレー

ト・ガバナンス上の問題を改善する役割を果たし、資本効率改善の面でも経営陣に責任感を持たせることが期待できない。よって、株主がより積極的に牽制を効かせることができるような環境を整えるべく、取締役報酬の個別開示を当社に義務付ける旨の定款規定を設けることを提案するものである。

当社が2024年3月に開示した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」によれば、「社外取締役を除く取締役（常勤取締役）の報酬等は、固定報酬である基本報酬及び業績に連動した報酬（賞与及び譲渡制限付株式報酬）で構成され、報酬等の全体額に対する割合は、概ね固定報酬は7割程度、業績連動報酬は3割程度といたします」とある。基本報酬は、「執行役員の役付き並びに代表権及び取締役の位置づけ等を踏まえた一定のルールに基づき算定されます」、業績連動報酬等は、「主に売上・当期純利益等の会社業績を業績予想（予算）に照らして総合的に勘案し、執行役員の役付き並びに代表権及び取締役の位置づけ等を踏まえて算定されます」とあるが、その具体的な算出方法が明示されておらず、「総合的に勘案」、「踏まえて算定」というように完全なブラックボックスを許容しかねない内容になっている。そもそも、ROEといった資本効率が指標に入っていないため、取締役のインセンティブが株主の利益（特に少数株主の利益）とどのように連動しているのかを公表資料から窺い知ることができない。

コーポレートガバナンス・コードは、「原則4-2. 取締役会の役割・責務(2)」の補充原則4-2①において、「取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである」と定めているが、当社の取締役の報酬制度は、株主共同の利益に資する仕組みとはなっていない可能性が高い。

そこで、株主及び株式市場が当社経営陣のパフォーマンス及び当社のコーポレート・ガバナンスの問題を適切に評価することができる環境を整えるため、取締役の報酬の個別開示を当社に義務付ける旨の定款規定を設けることを提案するものである。

東京証券取引所が2023年1月30日に公表した「論点整理を踏まえた今後の東証の対応」では、「経営陣や取締役会において、自社の資本コストや資本収益性を的確に把握し、その状況や株価・時価総額の評価を議論のうえ、必要に応じて改善に向けた方針や具体的な取組、その進捗状況などを開示することを要請」するとした上で、「継続的にPBRが1倍を割れている会社には、開示を強く要請」するとしている。当社のPBR1倍割れは10年以上続いているが、PBR1倍回復が取締役のインセンティブとなっているか否かは「(PBR)改善に向けた方針や具体的な取組」の重要な項目である。

【当社取締役会の意見】

反対 **当社取締役会は、本議案に以下の理由で反対いたします。**

当社は法令に従い、事業報告及び有価証券報告書において、役員区分毎の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数を開示しております。

また、当社の取締役の報酬に関する制度及び決定プロセス等については、以下のとおりでありますが、その内容は、東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス・コードの趣旨に合致するものであり、株主共同の利益に資する仕組みになっていると考えております。

「取締役の報酬に関する制度及び決定プロセス等」

1．当社の取締役の報酬等は、株主総会で決議された限度額の範囲内で決定し、当社の社外取締役を除く取締役（常勤取締役）の報酬等については、固定報酬である基本報酬及び業績に連動した報酬（賞与及び譲渡制限付株式報酬）で構成され、報酬等の全体額に対する割合は、概ね固定報酬は7割程度、業績連動報酬は3割程度としております。

2．取締役の個人別の各報酬の決定は、取締役会において決議した「取締役の報酬等の決定方針」に従い算定を行い、取締役会は取締役報酬の決定にあたり、報酬委員会に諮問し、報酬委員会の審議及び答申を踏まえて、取締役会にて決定しております。また、報酬委員会の審議及び答申にあたっては、外部機関の客観的なデータも活用しております。

3．当社の報酬委員会は、報酬の客観性、透明性及び妥当性を確保するために取締役会の諮問機関として位置づけ、高い独立性を確保するため、独立社外取締役が委員長を務め、独立社外取締役及び独立社外監査役で過半数を構成しております（2024年5月現在で委員6名中、5名が独立社外役員）。

なお、本株主提案は、「定款第28条に、取締役の報酬については、毎年、事業報告及び有価証券報告書において、個別に報酬額、内容及び決定方法を開示するという条文を新設する」という内容の提案でありますが、定款にこのような個別具体的な内容の開示に関する条文を定めることは、会社の根本規則である定款のあり方からして、およそ一般的とは言い難く適切ではないと考えます。

以上の理由により、当社取締役会は本議案に反対いたします。

第９号議案（株主提案）　剰余金の処分の件

(1)　議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものである。

ア　配当財産の種類

金銭

イ　1株当たり配当額

金26円から本定時株主総会に当社取締役会が提案し本定時株主総会において承認された当社普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額（本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には金26円）

ウ　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額（配当総額は、1株当たり配当額に2024年3月31日現在の当社発行済み普通株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

エ　剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

オ　配当金支払開始日

本定時株主総会の日の翌営業日から起算して、3週間後の日

(2)　提案の理由

東京証券取引所が2023年1月30日に公表した「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議の論点整理」は、「我が国においては、経営者が資本コストや株価を意識していないケースが多く、経営者の意識改革やリテラシー向上、企業経営における自律性の向上が必要」とするが、当社はROEが株主資本コストを下回る状態が放置されている。当社は、連結配当性向40％以上を目標としているが、PBR低迷の長期化を鑑みるに、不十分であると言わざるを得ない。

そこで、少なくとも100％の配当性向が必要となり、上記(1)に記載のとおり、2024年3月期の当社業績見通しの1株当たり当期純利益に相当する33円から中間配当の7円を引いた26円を株主に配当するよう提案するものである。仮に、過剰資本を是正したとしても株主資本コストにROEが劣後する状態を是正できない、とするならば、当社は非上場化の道を検討するべきである。

【当社取締役会の意見】

反対 **当社取締役会は、本議案に以下の理由で反対いたします。**

当社は株主還元を重要な経営課題の一つと認識し、「安定的且つ継続的な利益還元」、「業績向上に連動した増配」という株主還元策の基本方針のもと、持続的成長を目的とした将来投資への備えや財務健全性の維持と、配当による株主還元のバランスを図りながら、安定的な配当を実施して参りました。

そのため、2020年に端を発したコロナ禍においても、世界的な景気の先行き不透明な状況と航空需要の大幅な減少等により、当社を取り巻く事業環境は大きな打撃を受けましたが、このような当社の株主還元策に対する株主の皆様のご理解のもと、当社は安定した配当を継続して参りました。

そのうえで、2022年度に策定した中長期経営計画においては、従来30%以上としていた連結配当性向を40%以上へ引き上げることを掲げ、その結果、2024年3月期の期末配当については、当社において過去最高となる1株当たり金10円（年間配当1株当たり金17円）と増配することを、本定時株主総会の「第1号議案　剰余金配当の件」として提案しており、加えて、2025年3月期の年間配当については、1株当たり金18円と更なる増配も予定しております。
また、株主還元策の一環である株主優待制度についても、2023年度より当社グループ会社が運営するレストランの食事券を導入し、多くの株主様から好評を得ております。

今後も、当社の株主還元策の基本方針のもと、更なる株主還元の充実を図ることを目指して参ります。

なお、本株主提案は、「少なくとも100%の配当性向とするため、1株当たりの配当額を金26円の配当とする」という内容の提案ですが、当社が多額の配当を単年度で実施することは、当社の中長期経営計画の達成と新たな投資機会の可能性を大幅に低下させるものであり、当社の中長期的な企業価値向上や持続的成長、並びに株主共同の利益に資するものではないと考えております。

以上の理由により、当社取締役会は本議案に反対いたします。

第10号議案（株主提案）　自己株式の取得の件

(1)　議案の要領

会社法156条1項の規定に基づき、本定時株主総会終結のときから1年以内に当社普通株式を、株式総数179万株、取得価格の総額11億円（ただし、会社法により許容される取得価額の総額（会社法461条に定める「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2)　提案の理由

今後も過年度並みの利益規模が継続し、仮に100%の配当性向を続けたとしても、低い資本効率が温存されたままでは、株主資本コストにROEが劣後する非効率的な資本配分を是正できない。

そこで、PBR1倍回復の道筋を確かなものとするために、自社株買いが必要となる。また、当社が2024年1月に発表した「上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況について」によると、当社の流通株式時価総額は2023年12月末時点で110億円と当社が上場するプライム市場の上場維持基準100億円を若干上回るだけであり、当社の流通株式比率においては、同上場維持基準である35%とほぼ等しい36%に過ぎない。固定化した大株主の保有株を流動化するためにも、自社株買いを活用するべきである。

提案した株式総数は、当社株式の過去1年の売買高の10%に相当し、流動性の観点からしても、市場が十分に吸収できる合理的な水準である。仮に、過剰資本を是正したとしても株主資本コストにROEが劣後する状態が是正できない、とするならば、当社は非上場化の道を検討するべきである。

【当社取締役会の意見】

反対 **当社取締役会は、本議案に以下の理由で反対いたします。**

当社では、定款において、取締役会の決議により自己株式の取得を行うことができる旨の定めを置いており、資本政策の一環として、2018年には自己株式として、約192万株（取得総額約13億円）を取得し、消却前の発行済株式総数の3.5%にあたる自己株式の消却を実施しております。

当社は、羽田空港を中心に空港に不可欠な不動産の賃貸やインフラの提供を事業の基盤としており、その公共性から安定的なサービスの提供や財務の健全性が求められております。そのため、事業の投資回収は長期に亘り、公共性の高い事業特性から安定的な収益の確保が期待できるものの、成長速度は幾分緩やかな傾向となる特徴があります。

このような認識のもとに策定した現在の中長期経営計画では、以下の3点を重点施策として計画し、現在、推進しております。

1. 空港内において今後予定している羽田空港一丁目プロジェクト等の成長投資にあたっては、健全な財務を維持しつつ、借入も活用しながら資本効率を高めること。
2. 空港外では新規事業として回転型の不動産事業に取り組むことで資本効率向上を図ること。
3. 収益性に課題が見られる既存事業については、撤退や売却も含む果断な対処を行うことで収益性や資本効率を高めること。

また当社では、今年3月に開示した「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」において、現状認識と改善に向けた方針及び目標を示しており、引き続き、当社の社会的な使命を果たしつつ、中長期経営計画で掲げたROAの向上を通じてPBRやROEの改善を目指していく所存です。

自己株式取得に関しては、今後も取締役会において、資本政策、事業環境、収益・キャッシュフローの状況、株価動向等を踏まえ、必要な時に機動的に検討、実施していく所存であります。

なお、本株主提案のように、1年以内と期限を定めて、多額の資金を費やし、自己株式取得を実施することは、現在の当社の中長期経営計画の遂行に影響を及ぼすものであることから、中長期的な企業価値の向上や持続的成長、並びに株主共同の利益に資するものではないと考えております。

以上の理由により、当社取締役会は本議案に反対いたします。

以　上

事　業　報　告

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度（2023年４月１日～2024年３月31日）の我が国経済は、2023年５月に新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが５類に移行されたことで、コロナ禍からの経済活動の正常化が進み、雇用・所得環境が改善する下で緩やかな回復が続いております。一方、為替相場の変動や物価上昇、中国経済の先行き懸念、中東情勢の緊迫化など、我が国の景気を下押しするリスクとなっており引き続き注意が必要な状況です。

航空業界では国内の行動制限もなくなり、旺盛な訪日需要とレジャー需要に支えられ、旅客数は国内線・国際線ともに好調に推移しており、今後も旺盛な旅客需要の継続が期待されます。

このような経済情勢のもと、当社グループの連結業績につきましては、2023年２月に売却した賃貸用ホテルと事務所ビルの影響による売上高の減少がある一方、給排水使用量の回復傾向が続いたこと等により、売上高は25,950百万円（前年同期比1.7％増）、営業利益は3,183百万円（同27.1％増）となりました。経常利益は航空機リースファンドによる匿名組合等投資利益の計上や諸工事の撤去費用引当金繰入額の減少等により、3,175百万円（同49.6％増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は2,020百万円（同29.1％増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。
当連結会計年度より、従来「不動産賃貸事業」としていた報告セグメントの名称を「不動産事業」に変更しております。なお、当該名称変更によるセグメント情報に与える影響はありません。

イ．不動産事業

不動産事業は、中長期経営計画で重点施策のひとつに掲げているノンアセット業務の取組み（2023年３月に「広島基町NSビル（広島市中区）」、６月に「新宿やわらぎビル（東京都新宿区）」、８月に「五風来館（静岡市葵区）」、10月に「日本橋浜町２丁目ビル（東京都中央区）」を取得）により取得した事務所ビル賃貸による売上高の増加、経済活動の活発化によるホテル変動賃料や羽田イノベーションシティ駐車場収入の増加がありました。一方、2023年２月に売却した賃貸用ホテルと事務所ビルの影響による売上高の減少等もあり、売上高は19,489百万円（前年同期比1.2％減）となりました。営業利益は売却施設に関する償却費等の減少や既存施設の収益性向上に努めた結果等により、2,321百万円（同6.8％増）となりました。

ロ．熱供給事業

連結子会社の東京空港冷暖房㈱における熱供給事業では、夏場の猛暑等により前年同期に比べ冷熱の販売実績が増加し、売上高は3,461百万円（同1.4％増）となりました。また、電気・ガス料金の単価が前年より低い水準で推移したことに伴う原材料費の減少等により、営業利益は527百万円（同134.2％増）となりました。なお、2023年度下期より、今後のエネルギー価格の変動に対応するため、原材料費に連動する料金体系へ見直しを実施いたしました。

ハ．給排水運営その他事業

給排水運営事業は、新型コロナウイルス感染症の５類への移行等による旅客数の回復や、2023年１月の羽田エアポートガーデンの全面開業等によって給排水使用量が増加し、また共用通信事業も順調に推移したことで、売上高は3,000百万円（同26.3％増）、営業利益は334百万円（同215.0％増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資総額は3,594百万円（資産除去債務に係る原状回復見積額を除く）で、その主なものは次のとおりであります。

イ．建物取得

・東京国際空港国内貨物ターミナル施設W－１棟　生鮮センターテナント入居対応工事

・ユーティリティセンタービル　空調機更新工事

ロ．機械装置取得

・東京国際空港国内貨物ターミナル施設W－２棟　ベルトコンベア更新工事

ハ．建設仮勘定

・東京空港冷暖房㈱　Ｒ－９・10冷凍機更新工事

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、販売用不動産の取得並びに設備投資資金等として、金融機関から長期借入金9,900百万円の資金調達を行っております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

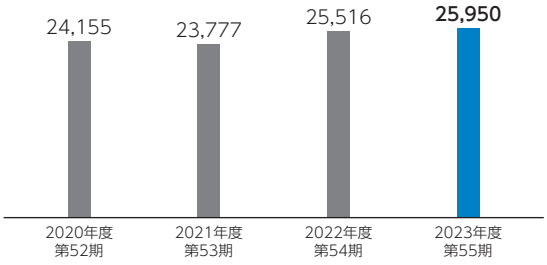
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または処分の状況

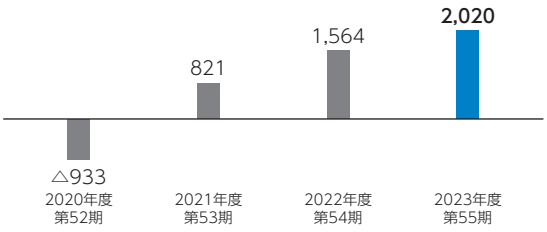
該当事項はありません。

⑵ 直前３連結会計年度の財産及び損益の状況

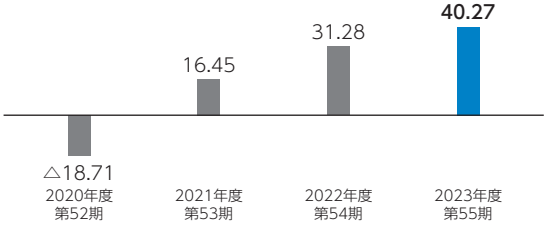
■ **売上高**（単位：百万円）



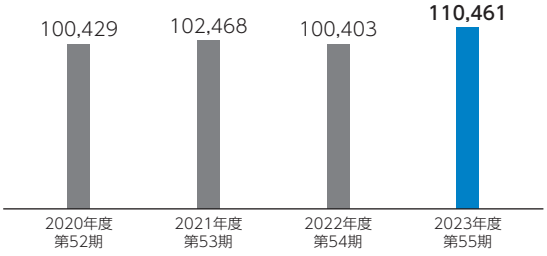
■ **親会社株主に帰属する当期純利益（△は損失）**（単位：百万円）



■ **1株当たり当期純利益（△は損失）**（単位：円）



■ **総資産**（単位：百万円）



区　分	2020年度 第52期	2021年度 第53期	2022年度 第54期	2023年度 第55期
売上高	24,155百万円	23,777百万円	25,516百万円	25,950百万円
親会社株主に帰属する当期純利益（△は損失）	△933百万円	821百万円	1,564百万円	2,020百万円
1株当たり当期純利益（△は損失）	△18円71銭	16円45銭	31円28銭	40円27銭
総資産	100,429百万円	102,468百万円	100,403百万円	110,461百万円

⑶ 対処すべき課題

①当社におけるガバナンスの強化に関する取り組み

昨年４月、2021年6月の当社取締役候補者選任に関する審議過程において、問題がある可能性が確認されたため、中立・公正な外部の有識者で構成される「役員指名等ガバナンスに関する独立検証委員会」によって検証が行われ、検証結果報告書が示されました。

検証結果報告書を踏まえ、役員指名方針、スキルマトリックス及びサクセッションプラン等の役員指名ガバナンスのあり方に関する議論を十分に重ねた結果、昨年12月に役員指名方針の改訂を取締役会にて決議し、その概要をコーポレート・ガバナンス報告書において開示いたしました。

この役員指名方針における重要なポイントは、ステークホルダー出身の取締役候補者については、当社の企業価値を高めるために必要な資質を十分に備えた人物であることを前提に、候補者と指名委員会にて面談を実施し、その資質を見極めると共に、指名委員会委員長より、候補者に対し、ステークホルダー出身者に求められる選任基準として定めた以下の「要求事項」と「禁止事項」を説明し、これを候補者が承諾し誓約書に署名することを取締役候補者とする必要条件として、定めたことであります。

「要求事項」

コーポレートガバナンスのあり方をしっかり認識した上で、出身母体の利益ではなく当社の株主全体の利益を考えて行動することが、役員に課せられる会社法上の忠実義務であることを自覚し、顧客をはじめとする多様なステークホルダーの視点に立って適切に判断することができること。

「禁止事項」

出身母体の存在や権限を示唆して不当な圧力や不適切な要求を行うこと、及びその働きかけに応じることは、コンプライアンス上の重大な違反になることを強く自覚・認識し、独立して行動できること。

この役員指名方針に基づき、独立した立場で適正かつ透明性の高い強固なガバナンス体制のもと、株主の皆様の共同利益の確保と共に企業価値向上に資する取締役候補者を選任し、再発防止に努めてまいります。

②中長期経営計画(FY2022～FY2028)について

当社では2022年5月に中長期経営計画(FY2022～FY2028)を策定し、(1)羽田空港一丁目プロジェクト、(2)ノンアセット事業の拡大、(3)既存事業の高収益化、といった重点施策に取り組んでおります。

前年度は羽田空港一丁目プロジェクト投資の計画策定に向けた関係者協議を継続しており、ノ

ンアセット事業については、不動産の回転型事業の推進を目的とした物件の取得が順調に進み、新宿やわらぎビル（東京都新宿区）など4棟取得いたしました。また、海外ではシンガポール・セレター空港に保有するエンジン整備工場の屋上において、当社グループの海外事業として初となる太陽光発電設備を設置、運営を開始しました。また、空港インフラ事業の熱供給事業においては、エネルギー価格の変動に対応するため、原材料費に連動する料金体系の見直しを実施し、安定的な供給の確保に努めてまいりました。

今年度においては引き続き、羽田空港一丁目プロジェクト投資の計画策定、既存物件の入居率向上、再構築案件への取り組みを進めるとともに、空港外における物件取得や海外への投資の加速など、今後の業績貢献が期待される重点施策への取り組みを通じて、事業ポートフォリオ変革へのチャレンジを進めてまいります。

なお、中長期経営計画も3年目に入り、計画の進捗状況や事業環境の変化に合わせた見直しについても適宜検討してまいります。

(中長期経営計画概要)

以下の重点施策を中心に各種取り組みを進め、当社の基盤事業である空港内事業の収益力を強化するとともに、ノンアセット事業への取り組みを通じた収益源の多様化、利益拡大により、資本効率を意識したリスクに強い事業ポートフォリオを構築し、次のステージへの収益基盤の構築を進めます。

(1)羽田空港一丁目プロジェクト

当社創業の地である羽田空港一丁目地区において、当該地区の防災対策にあわせて当社施設を顧客ニーズに対応した質の高い施設へ再編・建替えし、空港内資産の拡大を図り収益力向上を目指します。

(2)ノンアセット事業の拡大

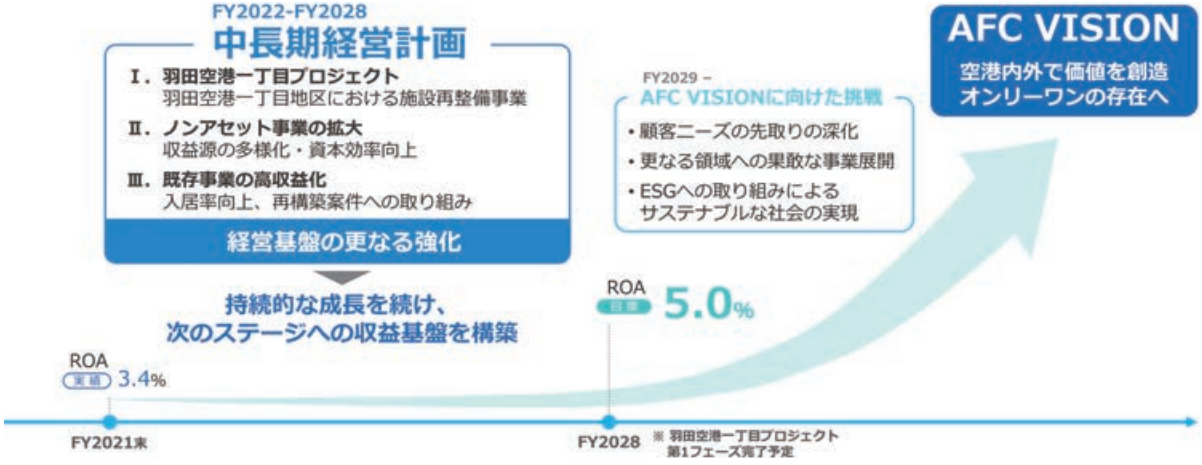
当社の知見を活かしたフィー収入の増加を目指すとともに、空港外における物件の取得やバリューアップによる優良物件の蓄積を進め、不動産ファンドの組成と、アセットマネジメント事業への参入を目指します。

(3)既存事業の高収益化

入居率向上や賃料適正化に加え、成長性・収益性に課題のある物件に関しては、撤退や売却を含む資本効率を意識した再構築を行うことで収益力向上を目指します。

中長期経営計画の最終年度である2028年度の数値目標として、売上高320億円、当期純利益33億円、ROA5.0%を目指します。

中長期経営計画の位置づけと今後のロードマップ



中長期経営計画のエグゼクティブサマリー(中計骨子)



※ ROA（総資産事業利益率）＝事業利益（営業利益＋営業外収益）÷総資産

今後ともグループ一丸となって事業活動を推進し、持続的な企業価値の向上に努めてまいります。
株主の皆様におかれましては、引き続き、ご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

⑷ サステナビリティに関する取り組み

当社は、サステナビリティに関する諸課題への対応を重要な経営課題と位置付け、サステナビリティ基本方針に基づき推進体制を整備し、事業活動と一体となった取り組みを展開しています。このため当社では、取り巻く環境の変化を見据え、E（環境）S（社会）G（ガバナンス）の対応項目及びKPIを定め、リスクと事業機会の両面からサステナビリティ推進の着実な実現に向けて取り組んでいます。

「環境」については、地球環境を考慮した事業活動を行うことの重要性と、気候変動問題の深刻化及び脱炭素社会への動きが加速していることを踏まえ、2030年度においてCO２排出量の2013年度比46％削減を目指し、施設のLED化や高効率機器に切り替えるなどの施策に取り組んでおります。建物の屋上へのソーラーパネル設置による再生可能エネルギーの利用促進、航空機汚水処理施設（SDプラント）及び大型航空機洗機施設の運用による水質保全の貢献など、環境に対してどのような影響を及ぼすかを考慮した上で、環境対応に関する様々な手法・技術を検討し、気候変動等の環境対応に関する取り組みを進めております。

「社会」については、当社施設及び空港・航空機を利用するお客様、地域社会などのすべての人が安全・安心を実感できる施設展開と運営を目指し、災害時の迅速な復旧に向けた態勢を整え、訓練を実施するなど実際の災害時に有効な手段となるように、万全の態勢確保に努めています。また当社は、新しい価値を生み出していく上で、人財として社員一人ひとりの役割が重要であると認識しており、その対応として、ダイバーシティ・エクイティ＆インクルージョン（DE&I）の推進、リーダー層研修の実施などの人財の育成に力を入れております。役職員の個性や能力を発揮できる社風を推進するために、継続的に働き方改革を推し進めることや、持続的な成長に向けた人財戦略に取り組みます。地域活動は、地域社会の一員として、地域の清掃活動への参加、防災備蓄品の寄贈など、地域社会への貢献に努めております。

「ガバナンス」については、「私たち空港施設グループは、価値ある施設とサービスの提供を通じて、航空の未来と魅力ある街づくりに貢献します。」という企業理念のもと、株主をはじめステークホルダーの皆様から信頼される企業を目指しています。これを実現するためにコーポレート・ガバナンス体制の整備と運用を重要課題の一つと位置付け、経営監督と業務執行の役割を明確化し、経営の透明性に努めることを基本としています。またコンプライアンス委員会やリスクマネジメント委員会等において、業務遂行における課題の抽出や必要な対応に取り組み、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を進めております。

⑸ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
東京空港冷暖房株式会社	2,900百万円	60.3%	東京国際空港沖合地区における地域冷暖房供給事業
AFCアセットマネジメント株式会社	50百万円	100.0%	不動産コンサルティング事業、不動産ファンド事業
AFC商事株式会社	30百万円	100.0%	物品販売業
AIRPORT FACILITIES ASIA PTE.LTD.	4,218百万円 (23.7百万星ドル 18.9百万米ドル)	100.0%	海外における航空関連施設の建設、取得及び賃貸業
AFS PROPERTIES PTE.LTD.	3,112百万円 (28.4百万米ドル)	(100.0%)	海外におけるフライトシミュレーター及び航空機エンジンリース事業会社へのファイナンス事業
AFN PROPERTIES LTD.	516百万円 (5.5百万加ドル)	100.0%	海外における航空関連施設の建設、取得及び賃貸業

(注) 1．AFCアセットマネジメント株式会社及びAFC商事株式会社につきましては、重要性が増したため、当事業年度より重要な子会社に追加しております。

2．AFS PROPERTIES PTE.LTD.は、当社100%子会社であるAIRPORT FACILITIES ASIA PTE.LTD.の100%出資子会社であり、当社の孫会社であります。上記では間接出資として、括弧書きで100%と表記しております。

⑹ **主要な事業内容**（2024年３月31日現在）

当社グループは、当社と主要な子会社６社の７社で構成しています。区分と主要な事業内容は、以下のとおりであります。

区分	主要な事業内容
不動産事業	多目的総合ビル、格納庫、整備工場等の不動産賃貸業、回転型事業
熱供給事業	地域冷暖房供給事業
給排水運営その他事業	給排水運営事業、共用通信事業及び太陽光発電事業

⑺ **主要な営業所及び工場**（2024年３月31日現在）

① 当社

空港施設株式会社	本社	東京都大田区羽田空港一丁目６番５号
	大阪事業所	大阪府池田市空港二丁目２番５号
	千歳事業所	北海道千歳市平和新千歳空港
	シンガポール事務所	シンガポール

② 主要な子会社

東京空港冷暖房株式会社	本社	東京都大田区羽田空港三丁目５番９号
AFCアセットマネジメント株式会社	本社	東京都大田区羽田空港一丁目６番５号
AFC商事株式会社	本社	東京都大田区羽田空港一丁目６番５号
AIRPORT FACILITIES ASIA PTE.LTD.	本社	シンガポール
AFS PROPERTIES PTE.LTD.	本社	シンガポール
AFN PROPERTIES LTD.	本社	カナダ

⑻ **使用人の状況**（2024年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
不動産事業	47名（0名）	7名　（0名）
熱供給事業	2 名（0名）	△1名　（0名）
給排水運営その他事業	8 名（0名）	1名　（0名）
全社（共通）	67名（2名）	△2名　（0名）
合　計	124名（2名）	5名　（0名）

（注）使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は、( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
106名（2名）	△7名（0名）	43歳7ヶ月	15年2ヶ月

（注）使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は、( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑼ **主要な借入先の状況**（2024年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社日本政策投資銀行	8,911百万円
株式会社りそな銀行	4,034百万円
株式会社みずほ銀行	3,982百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	3,768百万円
三井住友信託銀行株式会社	2,531百万円
株式会社三井住友銀行	2,076百万円
日本生命保険相互会社	737百万円

⑽ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（2024年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　124,800,000株
② 発行済株式の総数　52,979,350株
③ 株主数　17,817名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本航空株式会社	10,521千株	20.96%
ＡＮＡホールディングス株式会社	10,521千株	20.96%
株式会社日本政策投資銀行	6,920千株	13.78%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,902千株	5.78%
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDP AIF CLIENTS NON TREATY ACCOUNT	1,600千株	3.18%
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	1,305千株	2.60%
BNYM AS AGT/CLTS TREATY JASDEC	889千株	1.77%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	825千株	1.64%
J.P. MORGAN SE - LUXEMBOURG BRANCH 381639	568千株	1.13%
京浜急行電鉄株式会社	549千株	1.09%

（注）１．当社は、自己株式を2,791,683株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者
取締役（社外取締役を除く）	51,835株	5名
監査役	2,597株	1名

（注）１．当社の株式報酬の内容につきましては、「2.(3)⑦取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。
2．上記は、退任した会社役員に対して交付された株式も含めて記載しております。

⑵ 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2024年３月31日現在）

名称 (発行決議日)	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価格	権利行使期間	行使の条件	役員の保有状況	
							当社取締役(社外取締役を除く)	
							保有者数	保有数
第３回新株予約権 (2017年７月27日)	481個	当社普通株式 48,100株	１株当たり 564円	１株当たり 1円	2017年８月18日 ～ 2047年８月17日	(注)	1名	20個
第４回新株予約権 (2018年７月26日)	538個	当社普通株式 53,800株	１株当たり 570円	１株当たり 1円	2018年８月17日 ～ 2048年８月16日	(注)	1名	20個
第５回新株予約権 (2019年７月25日)	505個	当社普通株式 50,500株	１株当たり 444円	１株当たり 1円	2019年８月14日 ～ 2049年８月13日	(注)	1名	24個
第６回新株予約権 (2020年７月30日)	608個	当社普通株式 60,800株	１株当たり 375円	１株当たり 1円	2020年８月18日 ～ 2050年８月17日	(注)	1名	51個

(注) １．新株予約権者は、権利行使期間に定める期間内において、当社の取締役及び執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとしております。
２．新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人代表者は、当該被相続人が死亡した日の翌日から６ヶ月を経過するまでの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとしております。
３．その他の条件については、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2024年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	田村 滋朗	取締役会議長 コンプライアンス委員会委員長 リスクマネジメント委員会委員長 サステナビリティ推進会議議長 東京空港冷暖房㈱　代表取締役社長
代表取締役副社長執行役員	三宅 英夫	災害対策委員会委員長 安全推進委員会委員長 社長特命事項
代表取締役副社長執行役員	西尾 忠男	環境対策委員会委員長 改善推進委員会委員長 社長特命事項
取締役常務執行役員	久間 敬介	財務担当 社長特命事項
取締役執行役員	笹岡 修	経営企画部担当 事業創造本部不動産事業部、海外事業部、イノベーション推進室担当 AFCアセットマネジメント㈱担当 事業創造本部不動産事業部長(兼)海外事業部長
取締役	杉山 武彦	東京地下鉄㈱　社外取締役
取締役	青山 佳世	フリーアナウンサー
取締役	小椋 敏勝	㈱長谷工コーポレーション　社外取締役 日本郵便㈱　社外取締役
常勤監査役	古宮 正章	
常勤監査役	濱 隆裕	
監査役	上野佐和子	公認会計士 森永製菓㈱　社外監査役 スミダコーポレーション㈱　社外取締役
監査役	鈴木 啓公	税理士 公認会計士 ㈱アテナ　社外監査役

（注）１．取締役杉山武彦、青山佳世及び小椋敏勝の３氏は、社外取締役であります。
２．監査役上野佐和子及び鈴木啓公の両氏は、社外監査役であります。
３．当社は、社外取締役杉山武彦、青山佳世及び小椋敏勝、社外監査役上野佐和子及び鈴木啓公の5氏を東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届出書を提出しております。
４．執行役員の氏名及び担当（2024年3月31日現在）は以下のとおりであります。

副社長執行役員	小松啓介	社長特命事項
常務執行役員	坪井史憲	空港事業本部企画調査部担当
		社長特命事項
常務執行役員	安田　貴	総務部、監査室担当、監査室長
		内部統制担当、危機管理担当
		社長特命事項
		AFC商事㈱　代表取締役社長、㈱ブルーコーナー担当
上席執行役員	長谷川武	空港事業本部企画調査部長
上席執行役員	渡辺　智	技術本部長
執行役員	市瀬敦夫	アクアテクノサービス㈱　代表取締役社長
執行役員	小玉滋之	経理財務部担当
		経理財務部長
執行役員	小宮　徹	空港事業本部空港事業部担当
		空港事業本部空港事業部長
執行役員	平野英明	技術本部大阪事業所長
執行役員	天沼克也	空港事業本部空港インフラ事業部担当
		空港事業本部空港インフラ事業部長
		アクアテクノサービス㈱担当
		技術本部千歳事業所長
		㈱エスキューブ　代表取締役社長
執行役員	仲野　透	空港事業本部空港事業部貨物企画担当

② 当事業年度中の役員の地位及び担当の異動

氏　名	異動前	異動後	異動年月日
久間　敬介	取締役常務執行役員 事業創造本部長 事業創造本部不動産事業部長 (兼)海外事業部長 AFCアセットマネジメント㈱担当 経営企画部(広報・IR室)担当	取締役常務執行役員 財務担当 社長特命事項	2024年2月1日
笹岡　修	取締役執行役員 経営企画部(広報・IR室を除く)担当 事業創造本部不動産事業部副担当 空港事業本部空港事業部長	取締役執行役員 経営企画部担当 事業創造本部不動産事業部、海外事業部、イノベーション推進室担当 AFCアセットマネジメント㈱担当 事業創造本部不動産事業部長(兼) 海外事業部長	2024年2月1日

③ 当事業年度末日の翌日以降における役員の地位及び担当の異動

氏　名	異動前	異動後	異動年月日
笹岡　修	取締役執行役員 経営企画部担当 事業創造本部不動産事業部、海外事業部、イノベーション推進室担当 AFCアセットマネジメント㈱担当 事業創造本部不動産事業部長(兼) 海外事業部長	取締役執行役員 経営企画部担当 不動産事業部、海外事業部担当 AFCアセットマネジメント㈱担当 不動産事業部長(兼)海外事業部長	2024年4月1日

④　当事業年度中に退任した役員

氏　　名	退　任　日	退任事由	退任時の地位等の状況
山口　勝弘	2023年4月3日	辞任	代表取締役副社長執行役員
久保　成人	2023年4月10日	辞任	社外監査役
稲田　健也	2023年6月29日	任期満了	代表取締役会長執行役員
乗田　俊明	2023年6月29日	任期満了	代表取締役社長執行役員
小松　啓介	2023年6月29日	任期満了	取締役常務執行役員
坪井　史憲	2023年6月29日	任期満了	取締役常務執行役員
村石　和彦	2023年6月29日	辞任	常勤監査役
鈴木　啓公	2023年6月29日	辞任	社外監査役
芝　　昭彦	2023年7月3日	辞任	社外監査役

（注）　鈴木啓公氏は、2022年6月29日開催の第53回定時株主総会において、補欠監査役として選任され、2023年4月10日の監査役久保成人氏の辞任を受け、同日付で監査役に就任し、2023年6月29日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任しました。なお、2023年6月29日開催の第54回定時株主総会において、補欠監査役として選任され、2023年7月3日の監査役芝　昭彦氏の辞任を受け、同日付で監査役に就任しております。

⑤　責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、５百万円または会社法第425条第１項に定める額のいずれか高い額としております。

⑥　役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

⑦　取締役及び監査役の報酬等

イ．取締役の報酬等の内容の決定方針

当社は、2021年１月28日開催の取締役会において、取締役の報酬等の決定方針を決議し、2022年6月29日開催の取締役会において、方針の一部を改訂しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の報酬等の内容の決定方針の内容は次のとおりです。

１．報酬等の体系

１）　当社の取締役の報酬等は、株主総会で決議された限度額の範囲内※で決定する。

社外取締役を除く取締役（以下「常勤取締役」という。）の報酬等は、固定報酬である基本報酬及び業績に連動した報酬（賞与及び譲渡制限付株式報酬）で構成され、報酬等の全体額に対する割合は、概ね固定報酬は７割程度、業績連動報酬は３割程度とする。

社外取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬の範囲内で、固定報酬である基本報酬とする。

※2015年6月開催の第46回定時株主総会において、取締役の報酬等限度額を基本報酬、賞与、株式報酬型ストックオプション及び退任時繰延報酬を含め、年額430百万円（うち社外取締役分は30百万円以内）以内と決議いただいている。また、2022年6月開催の第53回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションを譲渡制限付株式報酬に変更することを決議いただいている。

２）　常勤取締役の基本報酬は、執行役員の役付き並びに代表権及び取締役の位置づけ等を踏まえた一定のルールに基づき算定される。業績連動報酬は、主に売上・当期純利益等の会社業績を業績予想（予算）に照らして総合的に勘案し、執行役員の役付き並びに代表権及び取締役の位置づけ等を踏まえて算定される。業績連動報酬のうち非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として支給するものである。

非常勤である社外取締役の基本報酬は、各取締役の指名委員会及び報酬委員会での役位等を踏まえた一定のルールに基づき算定される。

2．報酬等の額の決定手続き

各報酬等の算定方針に基づき、取締役会は報酬案を審議し、諮問機関である報酬委員会へ諮問する。報酬委員会での審議・答申を受けて、株主総会後に開催される取締役会において報酬案を再度審議し、各取締役の報酬額決定の決議により、総会後以降の各取締役の年間の報酬等の額を決定し各報酬を支給することとする。

なお、報酬委員会は、報酬の客観性、透明性及び妥当性を確保するために独立社外取締役、独立社外監査役、社内取締役で構成し、委員長は独立社外取締役が務め、少なくとも年１回以上開催することとする。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額

（単位：百万円）

区　　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等		
			金銭報酬	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	152 (15)	101 (15)	24	26	13名 (3)
監査役 （うち社外監査役）	50 (10)	50 (10)	－	－	7名 (4)
合　　計	202	151	24	26	20名

（注）１．上表の員数には、当事業年度中に退任した取締役5名と監査役3名を含んでおります。

２．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３．業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容、当該業績指標を選択した理由及び業績連動報酬等の額の算定方法は、「イ．取締役の報酬等の内容の決定方針」の記載のとおりであります。なお、当該業績指標に係る実績は、「1.(2)直前3連結会計年度の財産及び損益の状況」に記載のとおりであります。

４．上記の業績連動報酬等のうち、金銭報酬の総額は、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額を含んでおります。

５．上記の業績連動報酬等のうち、非金銭報酬等の総額は、当事業年度における譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。

6. 取締役の報酬等限度額（基本報酬、賞与、株式報酬型ストックオプション、退任時繰延報酬）は、2015年６月26日開催の第46回定時株主総会において、年額430百万円（うち社外取締役分年額30百万円以内）以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、12名(うち、社外取締役は2名)です。また、2022年6月29日開催の第53回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションを譲渡制限付株式報酬に変更し、その総額は年額60百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)とすることを決議いただいております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、社外取締役を除く6名です。これにより、今後は取締役に株式報酬型ストックオプションの付与及び退任時繰延報酬の支給は行わないこととといたしました。
7. 監査役の報酬等限度額（基本報酬、賞与）は、2015年６月26日開催の第46回定時株主総会において、年額70百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

⑧ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区　分	氏　名	他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況	当社と当該他の法人等との関係
取　締　役	杉　山　武　彦	東京地下鉄㈱　社外取締役	同社との間には特別の関係はありません。
取　締　役	小　椋　敏　勝	㈱長谷工コーポレーション　社外取締役	同社との間には特別の関係はありません。
		日本郵便㈱　社外取締役	同社との間には特別の関係はありません。
監　査　役	上　野　佐　和　子	森永製菓㈱　社外監査役	同社との間には特別の関係はありません。
		スミダコーポレーション㈱　社外取締役	同社との間には特別の関係はありません。
監　査　役	鈴　木　啓　公	㈱アテナ　社外監査役	同社との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　　名	当事業年度における主な活動状況
取　締　役	杉　山　武　彦	取締役会への出席状況は、当期に開催された14回全てに出席しております。 大学教授として教鞭をとられた経験と運輸交通分野での豊富な知識、経験を活かし、当社の持続的成長と企業価値向上に助言を頂くとともに、取締役会の重要な意思決定を通じて経営及び関係者間の利益相反の監督、多様なステークホルダーの意見の反映等の役割を果たして頂いております。
	青　山　佳　世	取締役会への出席状況は、当期に開催された14回全てに出席しております。 フリーアナウンサーとしての経験と運輸交通分野での豊富な知識、経験を活かし、当社の持続的成長と企業価値向上に助言を頂くとともに、取締役会の重要な意思決定を通じて経営及び関係者間の利益相反の監督、多様なステークホルダーの意見の反映等の役割を果たして頂いております。
	小　椋　敏　勝	取締役会への出席状況は、当期に開催された14回全てに出席しております。 通信業界における経営者としての豊富な経験、高い知見を活かし、当社の持続的成長と企業価値向上に助言を頂くとともに、取締役会の重要な意思決定を通じて経営及び関係者間の利益相反の監督、多様なステークホルダーの意見の反映等の役割を果たして頂いております。
監　査　役	芝　　昭　彦	取締役会への出席状況は、2023年７月３日に監査役を辞任するまで、当期に開催された6回全てに出席しております。 監査役会への出席状況は、2023年７月３日に監査役を辞任するまで、当期に開催された5回全てに出席しております。 弁護士としての専門的な見識に基づき客観的な立場からの監査、高度な法律面での助言等適切な役割を果たして頂いております。
	上野佐和子	取締役会への出席状況は、2023年６月29日就任以降、当期に開催された9回全てに出席しております。 監査役会への出席状況は、202３年６月29日就任以降、当期に開催された9回のうち8回に出席しております。 公認会計士としての専門的な見識に基づき客観的な立場からの監査、高度な会計面での助言等適切な役割を果たして頂いております。
	鈴　木　啓　公	取締役会への出席状況は、当期の就任期間(2023年４月10日から2023年6月29日までと2023年7月3日以降)に開催された13回全てに出席しております。 監査役会への出席状況は、当期の就任期間(2023年4月10日から2023年6月29日までと2023年７月３日以降)に開催された12回全てに出席しております。 税理士及び公認会計士としての専門的な見識に基づき客観的な立場からの監査、高度な会計面での助言等適切な役割を果たして頂いております。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　東陽監査法人

② 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3．海外の子会社AIRPORT FACILITIES ASIA PTE. LTD.、AFS PROPERTIES PTE.LTD.及びAFN PROPERTIES LTD.は、現地の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑸ 会社の支配に関する基本方針

当社としては、重要な事項と認識しておりますが、具体的な取り組みを定めておりません。しかし、現状の株式分布状況等を踏まえつつ、関係ご方面の判断・見解、ステークホルダーの利益等を念頭におきながら、今後とも継続して検討を行ってまいります。

連結貸借対照表

(2024年３月31日現在)　　(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産		**Ⅰ 流動負債**	
現金及び預金	10,849,304	買掛金	1,968,324
売掛金	1,410,637	短期借入金	3,313,450
リース債権及びリース投資資産	10,951,505	未払金	2,202,160
営業貸付金	3,720,272	未払法人税等	743,214
商品	2,723	未払費用	97,543
販売用不動産	10,831,897	前受収益	1,027,169
原材料及び貯蔵品	13,719	賞与引当金	144,273
その他	712,565	役員賞与引当金	28,850
流動資産計	**38,492,624**	固定資産撤去費用引当金	111,862
Ⅱ 固定資産		資産除去債務	110,000
(1) 有形固定資産		その他	308,045
建物及び構築物	42,593,894	**流動負債計**	**10,054,894**
機械装置及び運搬具	5,006,369	**Ⅱ 固定負債**	
器具什器	139,598	社債	6,100,000
土地	10,803,731	長期借入金	22,730,159
建設仮勘定	562,390	長期預り保証金	6,405,904
計	**59,105,983**	長期未払金	121,010
(2) 無形固定資産		役員退職慰労引当金	6,786
ソフトウエア	352,344	繰延税金負債	51,626
その他	34,988	資産除去債務	4,225,522
計	**387,332**	**固定負債計**	**39,641,008**
(3) 投資その他の資産		**負債合計**	**49,695,902**
投資有価証券	11,457,003	**純資産の部**	
繰延税金資産	174,873	**Ⅰ 株主資本**	
退職給付に係る資産	264,687	**資本金**	**6,826,100**
その他	589,487	**資本剰余金**	**6,982,890**
貸倒引当金	△10,267	**利益剰余金**	**42,025,075**
計	**12,475,784**	**自己株式**	**△1,546,962**
固定資産計	**71,969,101**	**株主資本計**	**54,287,102**
		Ⅱ その他の包括利益累計額	
		その他有価証券評価差額金	**2,413,935**
		為替換算調整勘定	**1,408,697**
		その他の包括利益累計額計	**3,822,632**
		Ⅲ 新株予約権	**22,923**
		Ⅳ 非支配株主持分	**2,633,164**
		純資産合計	**60,765,822**
資産合計	**110,461,725**	**負債・純資産合計**	**110,461,725**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**25,950,897**
売上原価	**20,672,291**
売上総利益	**5,278,605**
販売費及び一般管理費	2,095,386
営業利益	**3,183,219**
営業外収益	**433,473**
受取利息	3
受取配当金	83,516
受取手数料	78,281
匿名組合等投資利益	170,092
その他	101,578
営業外費用	**440,844**
支払利息	284,542
為替差損	1,536
固定資産撤去費用	135,458
その他	19,306
経常利益	**3,175,847**
特別損失	**12,585**
固定資産売却損	1,140
固定資産除却損	8,444
ゴルフ会員権退会損	3,000
税金等調整前当期純利益	**3,163,262**
法人税、住民税及び事業税	700,805
法人税等調整額	328,446
当期純利益	2,134,009
非支配株主に帰属する当期純利益	114,006
親会社株主に帰属する当期純利益	**2,020,003**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産		**Ⅰ 流動負債**	
現金及び預金	8,150,335	買掛金	1,587,994
売掛金	1,079,859	短期借入金	1,100,000
リース投資資産	2,200,624	1年以内返済予定の長期借入金	2,769,236
リース債権	4,051,013	未払金	2,054,758
販売用不動産	10,831,897	未払法人税等	613,730
原材料及び貯蔵品	12,567	未払費用	80,805
その他	589,910	預り金	170,949
流動資産計	**26,916,209**	前受収益	1,010,719
Ⅱ 固定資産		賞与引当金	132,878
(1) 有形固定資産		役員賞与引当金	24,450
建物	38,933,943	固定資産撤去費用引当金	40,804
機械及び装置	2,028,677	資産除去債務	110,000
車両運搬具	22,314	**流動負債計**	**9,696,324**
器具什器	131,360	**Ⅱ 固定負債**	
土地	10,803,731	社債	6,100,000
建設仮勘定	5,500	長期借入金	19,410,482
計	**51,925,527**	長期預り保証金	6,409,084
(2) 無形固定資産		長期未払金	121,010
ソフトウエア	255,489	資産除去債務	4,225,522
その他	34,826	**固定負債計**	**36,266,098**
計	**290,316**	**負債合計**	**45,962,423**
(3) 投資その他の資産		**純資産の部**	
投資有価証券	8,800,623	**Ⅰ 株主資本**	
関係会社株式	8,978,079	**資本金**	**6,826,100**
繰延税金資産	136,575	**資本剰余金**	**6,982,890**
その他	852,828	資本準備金	6,982,890
貸倒引当金	△10,267	**利益剰余金**	**37,228,585**
計	**18,757,840**	利益準備金	492,710
固定資産計	**70,973,684**	その他利益剰余金	36,735,874
資産合計	**97,889,894**	配当平均積立金	700,000
		別途積立金	26,355,000
		繰越利益剰余金	9,680,874
		自己株式	**△1,546,962**
		計	**49,490,612**
		Ⅱ 評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	**2,413,935**
		計	**2,413,935**
		Ⅲ 新株予約権	**22,923**
		純資産合計	**51,927,471**
		負債・純資産合計	**97,889,894**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2023年４月１日から 2024年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**22,494,535**
売上原価	**18,223,050**
売上総利益	**4,271,484**
販売費及び一般管理費	1,927,950
営業利益	**2,343,534**
営業外収益	**528,941**
受取利息	684
受取配当金	83,516
受取手数料	170,372
匿名組合等投資利益	170,092
為替差益	726
その他	103,548
営業外費用	**344,958**
支払利息	195,179
固定資産撤去費用	130,477
その他	19,301
経常利益	**2,527,517**
特別損失	**6,437**
固定資産売却損	1,140
固定資産除却損	2,296
ゴルフ会員権退会損	3,000
税引前当期純利益	**2,521,079**
法人税、住民税及び事業税	560,149
法人税等調整額	298,261
当期純利益	**1,662,668**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年５月８日

空 港 施 設 株 式 会 社
取 締 役 会　御 中

東　陽　監　査　法　人

東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　山　田　嗣　也

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　桐　山　武　志

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、空港施設株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、空港施設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年５月８日

空 港 施 設 株 式 会 社
取 締 役 会　御 中

東　陽　監　査　法　人

東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　山　田　嗣　也

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　桐　山　武　志

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、空港施設株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年４月１日から2024年３月31日までの第55期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 当社のガバナンス再構築、強化については、特に、役員選任過程の適正化に向けて、公正性、透明性の観点を重視しつつ、プロセスの拡充が図られております。また、当社グループ全体の組織や人員体制の見直しも進めて、グループ内ガバナンス強化の浸透に努めているものと認められます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年５月９日

空港施設株式会社　監査役会

常勤監査役　古　宮　正　章　㊞
常勤監査役　濱　　隆　裕　㊞
社外監査役　上　野　佐和子　㊞
社外監査役　鈴　木　啓　公　㊞

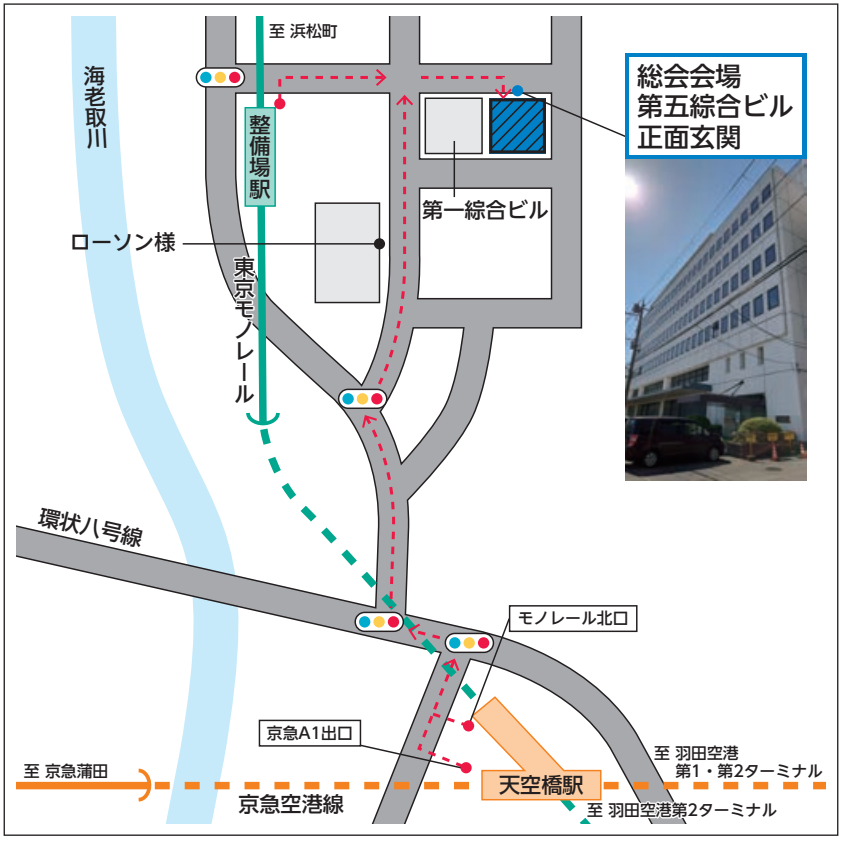
(注)社外監査役鈴木啓公は、2023年７月３日の社外監査役芝　昭彦の辞任に伴い、社外監査役の法定員数を欠くこととなったため、同日、補欠監査役より社外監査役に就任いたしました。

以　上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場　空港施設株式会社　本店会議室
東京都大田区羽田空港一丁目６番５号　第五綜合ビル3階
(正面玄関よりエレベーターで3階へお上がりください。)

交通　●東京モノレール　「整備場」駅出口より徒歩３分
●東京モノレール　「天空橋」駅北口より徒歩12分
●京急空港線　　「天空橋」駅A1出口より徒歩12分
※「天空橋」駅は複数出口がございますので、ご注意ください。



※駐車場はございませんので、ご来場に際しましては、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

株主総会・総会会場に関するお問い合わせ先
空港施設株式会社　総務部　☎03-3747-0251　(9:00～17:00　※土日・祝日除く)

FSC ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。